

感染症法上の位置づけ変更（５類へ移行）に伴う市の対応について

５月８日（月）から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類感染症に変更されることに伴う市の対応については、下記のとおりとしたい。

※会議開催時点で未定の案件については、今後の対策本部会議で協議又は報告を行う。

１ 武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

- ・武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年１月３１日設置）は、５月７日（日）をもって廃止する。

２ 武蔵野市新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援センターの終了

- ・武蔵野市新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援センターは、５月７日（日）をもって終了し、自宅療養者等に対する食料・日用品の支援を終了する。
- ・５月８日（月）以降は、その他の感染症と同様の取扱いとして相談等を受け付けるとともに、東京都が新たに開設予定の相談センター（詳細未定）の案内を行う。
- ・感染症法上の位置づけの変更に伴い、東京都の自宅療養者等の個人情報提供も終了となる。

３ 「新型コロナウイルス感染症のための武蔵野市の公共施設等の利用基準」の廃止

- ・「新型コロナウイルス感染症のための武蔵野市の公共施設等の利用基準」については、５月７日（日）をもって廃止する。
- ・５月８日（月）以降の自主的な感染防止対策事例が国や東京都より示された場合は、その周知を行うこととする。

４ 「武蔵野市における感染者発生時の公表の考え方」の廃止

- ・市が管理者である施設等で感染者が発生した場合の公表基準について定めた「武蔵野市における感染者発生時の公表の考え方」については、５月７日（日）をもって廃止する。
- ・５月８日（月）以降に、不特定多数の方が利用する施設の閉館や窓口業務の閉鎖など市民生活に影響がある場合における公表については、個別に検討し判断する。